

職場のメンタルヘルスケアと

無料

労働法の基本

~労働法改正のポイントを踏まえて~

働く人を取り巻く職場環境は厳しさを増し、精神障害の労災認定が年々増加するなか、本年12月1日から50人以上のすべての事業所にストレスチェック制度が義務化されます。 ストレス社会をポジティブに乗り切る力「レジリエンス」を学び、ストレスチェック制度の詳細や、労働者派遣法などの法改正動向を踏まえた労働法の基本を解説します。

回	日 時	テーマ	講師
1	1 1月 5日(木) 18:30~20:30	ストレス社会を乗り切る力 「レジリエンス」の鍛え方	(株)ザ·アカデミージャパン プロフェッショナルトレーナー 林 朋子 氏
2	1 1月12日(木) 18:30~20:30	職場の安全配慮義務と改正労働安全衛生法 ~ストレスチェック制度の義務化に向けて~	社会保険労務士 (元横浜南労働基準監督署長) 片寄 茂夫 氏
3	1 1月17日(火) 18:30~20:30	労働法の基本と 法改正動向のポイント①	桐蔭横浜大学
4	11月20日(金) 18:30~20:30	労働法の基本と 法改正動向のポイント②	法学部准教授 勝亦 啓文 氏

●会 場 神奈川県小田原合同庁舎2階 2E会議室 (裏面地図参照)

小田原市荻窪 350-1 電話 0 4 6 5 — 3 2 − 8 0 0 0 (代)

●募集人員 50 人(労働者・使用者・関心のある方)

●主 催 神奈川県かながわ労働センター湘南支所

小田原市・小田原箱根商工会議所

●申込方法 電話、FAX(裏面の申込書)、または

下記ホームページからお申込みください。

HP: http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7598/

検索サイトでかながわ労働センター湘南支所



●申込み・問合せ 神奈川県かながわ労働センター湘南支所

〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1

TEL 0463-22-2711(代) 内線 2517 FAX 0463-21-2848

申込書は裏面にあります

労働講座申込書 FAX 0463-21-2848

神奈川県かながわ労働センター湘南支所行

平成 27 年 月 B

<u></u>	がな 名				勤務先等	
, —	絡先 昼間連絡 ところ)	(O印) (LL(自宅・)	勤務先)市・町 -	参加区分	・人事労務担当(経営者)・労働者・労働組合・その他

◇ 参加予定回にO印をご記入ください。

1 回目:11/5 2 回目:11/12 3 回目:11/17 4 回目:11/20
--

- ◇ 申込みの個人情報は、この講座に関する連絡にのみ使用します。
- ◇ 募集人員超過等により受講をお断りする場合は、ご連絡いたします。
- 小田原合同庁舎への案内図



■ 所在地

〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪 350-1

■ 交通案内

小田原駅東口2番乗り場より伊豆箱根バス 市立病院もしくは久野方面行き 小田原 合同庁舎前下車

小田原駅西口より徒歩15分